

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にAに本社のあるB会社に採用され、その後C市所在のD会社C営業所（以下「会社」という。）に出向し、技術企画職として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日からEに海外出張したが、同月〇日、宿泊ホテルの室内トイレで死亡しているところを発見された。検視報告書によると、「死亡推定日時：平成〇年〇月〇日、検視により推定される死因：肺動脈塞栓症（直接的原因）、深部静脈血栓（介在する先行原因）」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した傷病は、検視報告書及びFにおいて、「肺動脈塞栓症（介在する先行原因は深部静脈血栓）」（以下「本件疾病」という。）とされている。当審査会としても、同報告書は解剖等に基づき診断を行ったものであり、妥当なものと判断できることから、被災者に発症した傷病は本件疾病であると判断する。

(2) 被災者の本件疾病は、決定書理由第2の2の(2)のウで説示するとおり、一般に血液の停滞、血管内膜の損傷、血液性状の変化を主な原因として下肢の深部静脈に生じた血栓を先行原因として発症したものと認められるところ、当審査会としても、その業務起因性の判断については、本件疾病発症前に、被災者が業務を遂行する上で、下肢静脈内の血液の停滞をもたらす長時間にわたり足を動かさない姿勢の保持が必要不可欠な状況にあったか等の観点からなされるべきものと判断する。

(3) この点について、当審査会において、改めて、被災者のG出張時及び日本での通常時の業務について一件記録を精査するも、被災者の業務は、デスクワークが主体であるが、その間、全く動かないわけではなく歩行もなされたと推認され、下肢の深部静脈血栓が特段生じやすい状況であったとは認められない。また、本件疾病発症前に、被災者が業務を遂行する上で、長時間にわたり足を動かさない姿勢の保持が必要不可欠な状況にあったとも判断できない。

そうすると、当審査会としても、被災者が本件疾病発症前において、同じ姿勢の保持が必要不可欠な就労状況にあったとは認めることができない。

(4) 本件に係る医師の見解についてみると、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「肺塞栓症の原因と考えられる関連危険因子として、自宅持ち帰りを含めた長時間のデスクワーク、短時間ではあるが飛行機搭乗の影響などが付加され、下腿に小さな深部静脈血栓症が形成され、リスク状態の持続から頻回の小血栓の飛散を来たし、最後にはアルコール飲酒による嘔吐から脱水状態となり、循環不全を増悪させ、心停止死亡に至ったと考える。」と述べている。一方、I医師は、同年平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者はG出張中に発症しているが、長時間航空機搭乗はなく、業務による下肢受傷なども見出されていないので、業務との関連性はなかったものと考えられる。」と述べており、また、J医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「本件疾病の原因として、後天的因子では手術、肥満、安静臥床、外傷、骨折、薬剤（経口避妊薬等）、長距離長時間旅行、脱水等が挙げられる。これら後天性因子について、被災者に該当する状況はない。被災者の業務内容はデスクワークが主体であるが、その間にも歩行が必要な業務内容であり、深部静脈血栓を生じやすい業務内容ではない。時間外労働時間は死亡前1か月間38時間55分、死亡前2か月から6か月における1か月間平均では60時間から70時間である。著明な時間外労働時間ではない。以上より、致命的な肺主幹動脈塞栓は認められないものの、原因が不明な深部静脈血栓から本件疾病を来たし死亡されたもので、業務との相当因果関係は認め難い。」と述べている。

I医師及びJ医師は、被災者の本件疾病発症前における就労状況に鑑み、それぞれ、「深部静脈血栓発生の確定的な原因は不明」、「原因が不明な深部静脈血栓から肺動脈塞栓症を来した」と所見しており、当審査会としても、両医師の意見は妥当であると判断する。

(5) 以上のことからすると、被災者の本件疾病は業務に起因して発症したものとはいえず、したがって、被災者の本件疾病による死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

(6) なお、請求人らは、被災者は業務による飲酒から脱水状態にあったと主張するが、仮にその主張が正しいとしても、本件疾病発症前日の飲酒は顧客と同伴しての接待による飲食ではなく、社内の仲間内で2時間から3時間弱飲んだ私的行為であるから、業務とは認められないものと判断する。

(7) 請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右する

ものは見いだすことはできなかった。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。